

化粧坂道路改良工事の建設発生土の受入れに関する公募要領（試行）

（目的）

第1条 この要領は、化粧坂道路改良事業で発生する建設発生土（以下「建設発生土」という）について、民間の建設発生土受入れ先の公募を行うことに関し必要な事項を定めることにより、資源の有効活用や工事のコスト縮減を図ることを目的とする。

（公募対象土砂）

第2条 公募の対象となる土砂は、気仙沼市化粧坂地内の建設発生土であり、搬出を予定している土量は、約20,000m³である。

2 搬出を予定している建設発生土は、岩ズリで色は青白であり、新鮮な岩が混在する。粒径は概ね200mm以下であり、また、第1～2種建設発生土（qc=800kN/m²以上）に相当する。

（建設発生土受入れ先の公募）

第3条 気仙沼土木事務所長（以下「所長」という。）は、公募対象土砂について、次に掲げる事項を明示した募集要項の広告（ホームページへの掲載、気仙沼土木事務所の掲示板への掲示）及び建設業団体への周知により建設発生土の受け入れ先を公募する。

- （1） 建設発生土の位置、公募対象土砂の搬出時期・種別等
- （2） 建設発生土の受入れ先の条件
- （3） 申込書の提出先、提出期限等
- （4） その他工事執行者が必要と認める事項

（建設発生土の受入れ先の条件）

第4条 建設発生土の受入れ先の条件は、次のとおりとする。

- （1） 受入れ可能土砂量は、最低でも5,000m³以上とする。
- （2） 10tダンプトラックで搬入可能な場所であること。
- （3） 1日当たりの運搬土量については、約130m³/日を想定しているが、掘削等の作業状況により土量の変動が見込まれるため、そのことについて了承できること。
- （4） 事業者が所有している土地又は所有者が受入れについて事前に同意された土地であること。
- （5） 受入れ地において、別表1に示す関係法令の許可が必要な場合、その許可を受けている土地或いは受入れまでに許可を受ける見込みの土地であること。
- （6） 廃棄物が不法に投棄されていない土地であること。
- （7） 受入れに当たり、土砂の流出防止や排水対策がなされている、または、申し込み者側で施工予定であること。

- (8) 受入れに当たり、土砂の崩壊・流出により、隣接地・周辺地域に影響を及ぼさないよう安全上必要な措置が施されている、または受入れまでに施される見込みであること。
- (9) 受入れに当たり、搬出された土砂が外の土砂と混入しないようになっていること。
- (10) 搬入時期は令和6年6月から令和7年1月（午前9時から午後5時まで）を見込んでいます。
なお、工事の進捗状況によっては化粧坂道路改良工事（以下、対象工事という。）受注者と事前に調整を行うものとする。

（建設発生土の受入れ条件）

第5条 建設発生土の受入れ条件については、申込者が建設発生土を「無償」又は「有価物として購入」するものとし、「有価物として購入」の場合は、1 m³当たりの引取価格を含めて、建設発生土受入れ申込書（様式－1）に記載する。

なお、受入れに伴う各種条件（責任分界等）は、次のとおりとする。

- (1) 建設発生土を「有価物」として受け入れる場合
 - ア 県は受入地までの運搬、荷下ろしまで行うこととする。
 - イ 運搬距離は50 kmを上限とする。
 - ウ 受け入れた建設発生土は転用（転売）可能とする。
- (2) 建設発生土を「無償」で受け入れる場合
 - ア 県は受入地までの運搬、荷下ろしまでを行うこととする。
 - イ 運搬距離は50 kmを上限とする。
 - ウ 受け入れた建設発生土は転用（転売）不可とする。
- (3) 共通事項
申込者が希望する場合、県は受入地での整地（残土受入地での処理）を行うこととする。整地（残土受入地での処理）を希望する場合については、建設発生土受入れ先申込書（様式－1）における受入れ条件に記入すること。
なお、整地（残土受入地での処理）は、敷均しを行う程度であり転圧等は行わない。

（建設発生土の受入れ先申込者の要件等）

第6条 受入地において建設発生土の整地（盛土）等の重機作業を行う場合、建設発生土の受入れ先申込者（申込者から管理を委託された工事施工者）は、次の要件を有していること。

- (1) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (2) 法人の場合、役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者が含まれていないこと。
- (3) 宮城県内に主たる事務所を有すること。

(募集期間)

第7条 建設発生土の受入れ先の募集期間は、次のとおりとする。

令和6年1月22日(月)午前8時30分から

令和6年2月21日(水)午後5時まで(郵送の場合は締切日必着のこと)

(申込手続)

第8条 申込者は、受入れを希望する場合は、建設発生土受入れ先申込書(様式-1)を募集期間内に関係書類を添えて所長あて申込むこととする。

(申込書の提出先及び提出方法)

第9条 申込書等の提出先及び提出方法については、次のとおりとする。

(1) 申込書等の提出先

〒988-0181

気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6(気仙沼合同庁舎内)

気仙沼土木事務所 道路建設第一班

電話:0226-24-2546

FAX:0226-24-3183

(2) 申込書等の提出方法

書面により、(1)に定める提出先に持参又は郵送して提出すること。

なお、持参する場合は、第7条に定める期間のうち、受付時間(開庁日の午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く))内に提出すること。

(現地調査)

第10条 申込みのあった建設発生土受入れ地について、気仙沼土木事務所は現地調査を行うこととする。現地調査は、受入れ地の選定前に、申込者から聞き取りにより作成する現地調査票(様式-2)に基づき行い、受入れの可否と受入可能土砂量を確認する。

なお、現地調査日は事前に申込者に連絡し、必要に応じ立ち合いを求め、受入れ先の選定に反映していくものとする。

(選定基準等)

第11条 建設発生土受入れ先の選定は、気仙沼土木事務所内に設置される選定委員会が行う。この場合、選定委員会の会議は非公開とする。

選定に当たっての方針は次のとおりとする。

(1) 事前に行われる現地調査により、受入れ施設として「可」と判断した箇所について、申し込みのあった受入条件をもとに運搬費用等を算出の上、事前提出資料と現地調査の結果などをもとに審査する。

- (2) 建設発生土受入れ先は、受入れ先までの運搬費用や引取価格など算出した上で、地域条件などを総合的に判断し、第一候補者として決定する。なお、県のコスト縮減額の算定例は、別紙のとおり。
- (3) 有価物として購入する場合において、所長は、1m³当たりの引取価格の最低引取価格（予定価格）を設定する。最低引取価格（予定価格）未満の引取価格は認めない。
- (4) 選定委員会は、申込書の内容の審査に当たって不明な点が生じた場合は、必要に応じて申込者へのヒアリングを実施することができる。
- (5) 申込書の記載内容に虚偽があった場合は、選定対象から除外する。
- (6) 土砂の量や申込者の能力等から勘案し、搬出土量に対し受入可能土砂量が満たない場合は、複数者を選定できる。
- (7) 選定後、建設発生土を受入れるまでの間に、申込者から辞退の申し入れがあった場合、又は事故等により建設発生土の受入れが困難となった場合は、選定されなかった申込者から新たに選定することができる。

（公募について）

第12条 公募は次のとおり、選定により受入地を決定する。

- (1) 選定は、令和5年2月から3月下旬に実施する。選定では、申込書の提出から現地調査までを行い、選定委員会により建設発生土の受入れの候補者を選定する。
その際、気仙沼土木事務所は、選定された候補者と実際に発生した建設発生土について現地確認を行い、意向を確認する。
- (2) 選定委員会は、選定時に開催する。

（審査結果の通知）

第13条 所長は、選定の審査結果について、選定された申込者に様式-3-1により郵送、メール等で通知する。なお、選定されなかった申込者においては、様式-3-2により同様の方法で通知する。

（誓約書）

第14条 受入者となった者（以下「受入者」という。）は、所長が指定した期日までに、誓約書（様式-5）を所長あて提出する。

（受入土量の確認）

第15条 受入れ土量の検収等確認方法については、受入者と気仙沼土木事務所が協議して決定することとする。

- 2 建設発生土を有価物として受け入れ、かつ受入者自ら受入地で整地（残土受入地での処理）や敷均し・締固めを行う場合は、受入地における土量の確認（検測等）を対象工

事受注者と受入者間で現地立会のもと、確認を行うこととする。

(建設発生土受入状況報告書)

第16条 受入者は、毎月の受入状況を建設発生土受入れ状況報告書(様式-6)により、翌月の15日まで所長あて提出する。

(完了届)

第17条 受入者は、建設発生土の搬入が完了した場合、完了届(様式-7)を所長あて提出する。その際、搬入された土量の算出根拠(第15条の2の確認資料)も提出すること。

(留意事項)

第18条 実施にあたり、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 申し込み等にかかる提出書類の作成等の経費は、すべて申込者の負担とする。
- (2) 搬出予定の土砂について、現地確認を希望する者は、気仙沼土木事務所職員の立会いの下、現地確認を行うことができる。
- (3) 申込みを辞退する場合は、受入地の辞退届(様式-4)を提出すること。なお、原則、建設発生土の受入地と決定された後の辞退は認めない。ただし、不測の事態が生じた場合においては、この限りではない。
- (4) 気仙沼土木事務所は、転売を目的に「有価物として購入」する申込者について、碎石法等の関係法令の必要有無など十分に確認する。

(暴力団排除)

第19条 暴力団等排除措置に関する次に該当すると認められたときは、建設発生土の搬出を停止する。また、既に搬出された建設発生土は、自らの責任及び費用負担において、すみやかに気仙沼土木事務所が指定する処分場へ搬出し、当該箇所を原形復旧すること。

- (1) 受入者が宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成20年11月1日施行。以下「排除要綱」という。)別表各号に該当すると認められた場合。
- (2) 建設発生土の受け入れに係る作業について、排除要綱別表各号に該当し、本県から指名停止措置を受けている者に下請負若しくは受託させた場合。

(有価物として購入する場合について)

第20条 受入者が建設発生土を「有価物」として受け入れる場合における引取価格の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 受入者と対象工事受注者は、予め有価物の受け入れに関する契約を取り交わすこととする。取り交わした契約書は、契約締結後速やかに所長あて写しを提出すること。

- (2) 受入者は、対象工事受注者からの建設発生土受け渡し完了後、搬入された土量に引取価格を乗じた費用（以下、引取費用という。）を対象工事の受注者に支払うこととする。
- (3) 受入者は、引取費用の支払いに際し、対象工事受注者と受け払い伝票を取り交わすこととする。
- (4) 受入者は、(3)により取り交わした受け払い伝票の写しを所長あてに提出すること。
- (5) 所長は、対象工事の精算時に引取費用分を工事費から控除することとする。

(最低引取価格について)

第21条 最低引取価格については、公募を行う前に見積りを徴収して決定する。見積徴収については、見積徴収基準（令和4年10月1日改正）及び見積徴収基準に関する運用についてを準用する。

(その他)

第22条 この要領に定めのない事項については、その都度、受入者と所長が協議の上、決定するものとする。

附則

この試行要領は、令和6年1月4日から施行する。

(別表1) 関係法令一覧

No	法令等名称	区域名	盛土等に係る許可対象規模など
1	土壤汚染対策法	—	一定規模以上(3,000 m ² 以上など)の土地の形質の変更を行う場合
2	土砂等の埋立て等の規制に関する条例	—	土砂等の埋立て等を行う土地の面積が3,000 m ² 以上である場合
3	宅地造成及び特定盛土等規制法*	—	宅地造成等の際に行われる盛土だけでなく、一時的な堆積についても規制
4	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地	全て
5	自然公園法	自然公園のうち特別保護地区	全て
		自然公園のうち特別地域	高さ1.5m又は面積10 m ² 超
		自然公園のうち普通地域	高さ5m又は面積200 m ² 超
6	森林法	保安林	全て
		地域森林計画対象民有林	面積1ha超
7	河川法	河川区域	全て
8	海岸法	海岸保全区域	全て
9	港湾法	港湾区域	全て
10	漁港法	漁港区域	全て
11	都市計画法	都市計画区域内及び準都市計画区域内	市街化区域→1,000 m ² 以上、準都市計画区域→3,000 m ² 以上
12	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	全て(但し、急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域では、高さ2m以下の盛土は許可不要)
13	砂防法	砂防指定地	全て
14	地すべり等防止法	地すべり防止区域	載荷重10t/m ² 以上の土石等の集積等
15	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区のうち特別保護地区	工作物の新築を伴うもの
16	自然環境保全法	原生自然環境保全地域 自然環境保全地域内のうち特別地区 自然環境保全地域内のうち普通地区	全て
17	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域のうち農用地区域	全て
18	農地法	農地	全て
19	資源有効利用促進法	—	①適正な搬出先への確実な搬出 ▷盛土規制法の許可地であるか等の確認及び掲示 ▷元請業者は搬出先に受領書の交付を求め、受領書の写しを5年保存 ▷元請業者は搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合、最終搬出先まで確認した書面を作成し、5年保存 ②土壤汚染対策法への対応 ▷元請業者は発注者の土壤汚染対策法の手続き状況を確認し、確認結果を現場掲示

※「宅地造成及び特定盛土等規制法」通称“盛土規制法” 公布：R4.5.27 施行：R5.5.26

(別紙)

1. 発生土運搬処理の県のコスト縮減額の計算方法について

$$\text{発生土運搬処理の県のコスト縮減額} = A - B + C$$

ここで

A = 全土量 × 発生土受入施設に運搬・処分した時の費用

B = 申込土量 × 県負担分の費用 (運搬費・整地費)

C = 引取価格 (有価物として引き取る場合)

注) 費用の算出は、受入条件にもとづき、気仙沼土木事務所が行う。

※計算例 20,000m³ の岩ズリを L = 4 k m 以下の運搬先に処理した場合。

なお、引取価格は、50 円/m³ とした。

発生土運搬処理の県のコスト縮減額

$$= 174,840,000 - 23,640,000 + 1,000,000 = 15,220,000$$

(詳細)

$$A = 30,000 \times 5,829 = 174,870,000$$

$$B = 13,333 \times 1,773 = 23,640,000$$

$$C = 20,000 \times 50 = 1,000,000$$

なお、費用算出の対象土量 (13,333m³) は、ほぐし土量 (20,000m³) を地山土量に換算して算出している。